

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成25年7月12日
【会社名】	アルピス株式会社
【英訳名】	ALBIS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大森 実
【本店の所在の場所】	富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地
【電話番号】	0766(56)7200(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 池田 和男
【最寄りの連絡場所】	富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地
【電話番号】	0766(56)7200(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 池田 和男
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 285,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は1,000株であります。

(注) 1 平成25年7月12日開催の取締役会決議によるものであります。

- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,000,000株	285,000,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	1,000,000株	285,000,000	-

(注) 1 第三者割当の方法によります。

- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
285	-	1,000株	平成25年7月29日	-	平成25年7月29日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みを行い、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。
- 4 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
アルビス株式会社 管理本部	富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社北陸銀行 本店営業部	富山県富山市堤町通り1丁目2番26号
株式会社富山銀行 本店営業部	富山県高岡市守山町22番地

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
285,000,000	500,000	284,500,000

(注)1 新規発行による手取金の額は本自己株式処分による手取金の額であり、発行諸費用の概算額は本自己株式処分に要する諸費用の概算額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザー費用、本有価証券届出書作成費用等であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金の使途は、主として店内改装や店舗設備の充実等の店舗設備資金に充当する予定であり、調達した資金は、次の時期に使用する予定であります。

・羽根店の改装等(平成25年10月)

・大島店の改装等(平成25年11月)

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

株式会社富山銀行

名称	株式会社富山銀行
本店の所在地	富山県高岡市守山町22番地
直近の有価証券報告書の提出日	有価証券報告書 第87期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日） 平成25年6月28日 関東財務局長に提出

株式会社北日本新聞社

名称	株式会社北日本新聞社
本店の所在地	富山県富山市安住町2 - 14
代表者の役職・氏名	代表取締役会長 河合 隆 代表取締役社長 板倉 均
資本金	495百万円
事業の内容	日刊新聞紙の発行
主たる出資者及び出資比率	河合 隆 5.0% 板倉 均 4.5% 土井 均 2.5% 梅本 清一 2.0% 島 隆司 2.0% 東海 龍 1.8% 斉藤 寿 1.8% 辻 正弘 1.3%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

株式会社富山銀行

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
取引関係	割当予定先より店舗運営資金の融資を受けております。

株式会社北日本新聞社

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c．割当予定先の選定理由

当社は、現在北陸三県でスーパーマーケットを51店舗展開しており、「信頼されるスーパーマーケットの確立」を目指し、その結果としてエリア内でのトップシェア獲得を経営目標として活動しております。

地域のお客様から信頼されるためには、地域に貢献し、地域の皆様の期待に応えることが重要であるとの考えから、次の「企業理念」及び「経営理念」を掲げ、事業を展開しております。

企業理念に『食を通じて地域の皆様の健康で豊かな生活に貢献します』を掲げ、「食」の楽しみや喜びを通じて、健康で豊かな地域社会の実現に貢献します。

経営理念に『より新鮮でより美味しく安全な商品をお値打ち価格でお届けします』を掲げ、新鮮で美味しく、安全・安心な食材の提供が必要であるという信念に基づき、お客様の期待を裏切ることのない品質と価格を追求してまいります。

処分予定先である株式会社富山銀行及び株式会社北日本新聞社は、いずれも富山県を中心として事業を展開しております。

株式会社富山銀行は、地元企業への円滑な資金供給を通じて富山県経済の活性化を図る役割を担っており、地域における法人の活動及び個人の生活に密接に関わっております。今後、当社との情報交換や取引を通じて、両者の関係がより発展していくものと考えております。

また、株式会社北日本新聞社は、1世紀以上に亘り富山県民とともに歩んできた媒体紙であり、富山県民の高い支持を得ています。富山県民に正確かつ有益な情報を提供する役割を果たすだけでなく、地域振興や芸術文化の発展にも積極的に取り組んでおり、地域貢献に大きく寄与しております。当社は、当社主催のスポーツイベントの後援や環境保全活動等に協力していただいております。今後も様々なプロジェクトを通じて両者の関係は密接になるものと考えております。

上記のように、当社、株式会社富山銀行及び株式会社北日本新聞社は、地域社会の発展に寄与するという目的を共有しております。今後、情報、取引及び共同事業等を通じて一層の関係強化を図り、新たな地域貢献の取組みが期待できることから、両社を処分予定先として選定することといたしました。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,000,000株

e．株券等の保有方針

割当予定先からは、当社との関係強化から長期的に保有する意向であることを確認しております。

f．払込みに要する資金等の状況

株式会社富山銀行につきましては、株式会社名古屋証券取引所第二部に上場している金融機関であり、同社の平成25年3月期の有価証券報告書を閲覧し、払込みに要する財産の存在について問題はないと判断しております。

また、株式会社北日本新聞社につきましては、同社の平成25年3月期の財務諸表を閲覧し、財務の健全性が良好に維持されており、引受株式の購入資金を上回る現金及び預金残高が確保されていることを確認しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先が暴力団等とは一切関係がないことを、以下のとおり確認しております。

株式会社富山銀行は、株式会社名古屋証券取引所第二部に上場しており、同社が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（平成25年6月28日）において、反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除する方針を「行員倫理規定」に定め、反社会的勢力に対する組織的な体制の整備について「内部管理基本規程」で定めていることを確認しております。

また、株式会社北日本新聞社は、取引に際して 現在及び将来にわたり反社会的勢力に該当しないことの確約及び 自らまたは第三者を利用して暴力的な行為や不当な行為等を行わないことの確約を表明し、これらに違反して生じた損害は同社が責任を負う旨を、「反社会的勢力ではないことの表明と確約」に記載されていることを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a．発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日である平成25年7月11日の株式会社名古屋証券取引所における当社株式の株価終値285円としました。当社は、直近の株価が現時点における当社の客観的な企業価値であると判断いたしました。

処分価額（285円）につきましては、下記のいずれの期間におきましても、特に有利な価額には該当していないものと判断しております。

	終値の平均株価	プレミアム率
取締役会決議日の前営業日から直近1ヶ月間	268	6.3%
取締役会決議日の前営業日から直近3ヶ月間	269	5.9%
取締役会決議日の前営業日から直近6ヶ月間	270	5.5%

なお、処分価額について、本自己株式処分に係る取締役会に出席した全監査役（常勤監査役1名及び非常勤監査役2名）から、処分価額の算定根拠には合理性があり、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、処分予定先に対する特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を得ております。

b．処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

自己株式処分により処分する株数は1,000,000株（議決権1,000個）であり、当社発行済株式総数33,779,634株に対して2.96%（平成25年3月31日現在の総議決権数31,745個に対する割合は3.15%）の割合であるため、株式の希薄化が生じることとなります。

当社といたしましては、本自己株式処分により調達した資金を店内改装や店舗設備の充実等の店舗設備資金に充当することで、当社の売上及び利益が増加し、企業価値・株主価値の増大に寄与するものと考えており、当該処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	2,678,000	8.44%	2,678,000	8.18%
ボランタス協同組合	富山県富山市野々上15番地	2,028,464	6.39%	2,028,464	6.19%
アルビス共栄会持株会	富山県氷見市柳田字布尾山24番地	1,964,000	6.19%	1,964,000	6.00%
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り1丁目2番26号	1,586,200	5.00%	1,586,200	4.84%
アルビス社員持株会	富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地	1,191,190	3.75%	1,191,190	3.64%
大森 実	富山県射水市	752,800	2.37%	752,800	2.30%
株式会社日本アクセス	東京都品川区大崎一丁目2番2号	722,000	2.27%	722,000	2.20%
株式会社富山第一銀行	富山県富山市総曲輪二丁目2番8号	713,000	2.25%	713,000	2.18%
株式会社北國銀行	石川県金沢市下堤町1番地	700,000	2.21%	700,000	2.14%
三菱食品株式会社	東京都大田区平和島6丁目1番1号	678,000	2.14%	678,000	2.07%
計	-	13,013,654	40.99%	13,013,654	39.74%

(注) 1 平成25年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年3月31日現在の総議決権数(31,745個)に、本自己株式処分により増加する議決権数(1,000個)を加えて算出した数値であります。

3 当社が保有する自己株式数(平成25年3月31日現在 1,980,911株)は、割当後980,911株となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第46期）の提出日（平成25年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年7月12日）までの間において、当該有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、変更または新たに記載すべき事由は発生しておりません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項を記載しておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成25年7月12日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第46期）の提出日（平成25年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年7月12日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成25年6月28日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成25年6月27日開催の当社第46回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金4円 総額 127,194,892円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月28日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、大森実、笹田悦朗、池田和男、西川利文、堀明久及び古屋俊樹を選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、吉川透を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成の割合（％）
第1号議案	20,653	42	0	(注)1	可決 85.42
第2号議案					
大森 実	20,534	161	0		可決 84.93
笹田 悦朗	20,536	159	0		可決 84.94
池田 和男	20,534	161	0	(注)2	可決 84.93
西川 利文	20,536	159	0		可決 84.94
堀 明久	20,534	161	0		可決 84.93
古屋 俊樹	20,515	180	0		可決 84.85
第3号議案	20,624	71	0	(注)2	可決 85.30

(注)1．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算してありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第46期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月28日 北陸財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月28日

アルビス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 啓三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡田 芳明 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアルビス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルビス株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アルビス株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、アルビス株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月28日

アルビス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 啓三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡田 芳明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアルビス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルビス株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。